

(第一類 第八号)

第三回 国会 文 部 委 員 会 議 錄 第 六 号

(一七〇)

昭和二十三年十一月二十四日(水曜日)

午後二時三分開議

出席委員

委員長 圓谷 光衛君
副委員長 松本 七郎君 理事伊藤 恵一君
理事久保 猛夫君
古賀喜太郎君 平澤 長吉君
水谷 昇君 高津 正道君
田淵 実夫君 一松 定吉君
黒岩 重治君 藤原 誠君
織田 正信君出席國務大臣 文部大臣 下條 康麿君
出席政府委員 文部政務次官 小野 光洋君
文部事務官 藤田 清助君
委員外の出席者 専門員 宇野 圓空君
専門員 武藤 智雄君十一月十九日
新学制実施促進に関する陳情書(仙台市長岡崎榮松外十九名)(第二六八号)
戦災小学校復旧に対する起債及び國庫補助額の陳情書(全國戰災都市連盟会長姫路市長石見元秀外十九名)(第二七七号)
地方に國定教科書の作製委譲に関する陳情書(四國圖書出版社社代表年禮政次郎外三名)(第三一五号)
六・三制完全実施のため全額國庫補助の陳情書(長野縣町村議長会)(第三五四号)
三五四号)を本委員会に送付された。本日の会議に付した事件
國立國語研究所設置法案(内閣提出
第一六号)

○圓谷委員長 これより開会いたしま

す。
○田淵委員 再び質問が許されました
ので、二、三重ねてたたしてみたいと
思います。先般來問題となつておりま
す第三條であります。聞くところに
よりますと、この第三條の規定の内容につきましては、相當權威のある研究
團体から申入れがあつて、それを内容
決定の一助として、このようないくつか
案として取入れられたといふようにも
聞いています。それで、そは内容の修正といふことは当面ないよ
うに考えるのであります。ただ表現の
問題に帰するといふにも見られる
のであります。しかしこの條文は読み下したところ、見方、取り方によつて
はどのようにでも解釈のつくような、
いわば繁文だ。であるがゆえにこれを
もう少し簡素化して一本にまとめ上げ
るといふことが、われくは望ましい
のであります。そこで社会党といたし
ましては他黨の委員有志の方にも三、
四お詰りしたのであります。この條
文をこのように修正してはどうかとい
う議が、一應まとまつたのであります
す。すなわち第三條、研究所は必要と
認めるときは、その調査研究を他の適
切な調査研究機関または個人に委託す
ることができる、以上でありますが、こう規定いたしますならば、かえつて
この原案に盛られておりますところの
内容は振幅性、融通性をもつて余すと
ころなくこれに包括されて、かえつて
彈力性のあるところの規定になるので
はないかと考えるのであります。そこ
で一應そういう議がまとまつたのであ
りますが、なおこれにつきましては手
続上その他の関係があつて、この委員
会において審議されることが望ましい
と思ふであります。それから第四條であります。四條
二項のこの規定の表現も、修辞的に申
すならば多少難があつて、誤解を招く
可能性がないと思うであります。
それから第五條であります。四條
二項のこの規定の表現も、修辞的に申
すならば多少難があつて、誤解を招く
可能性がないと思うであります。それから第六條であります。五條
一項は「評議員は、二十人の評議員で組織す
る。」二項は「評議員は、國家公務員
法の定めるところにより、学識経験の
ある者のうちから、文部大臣が命じ、
又は委嘱する。」この文部大臣が命じ
するところのものは部内関係、委嘱す
るところのものは部外関係であるといふ
に、政府委員の説明があつたのであ
りますが、その点は了承したのであり
ます。ただ文部大臣が任命しましたは委
嘱する場合におきまして、文部大臣一
個人の御判断によつて、任命または委嘱が行われることはあります。またあつ
てはならないのだと思うのであります
。内実におきましては、ここに何ら
か評議員たる者を推薦するもの、ある
いは評議員たる者を審議して、文部大
臣にその候補者を申告するというよう
な手續があつたならば、これ
は民主的ではないと思うのであります
。そういう意味におきまして、どの
手續があつたかは、文部大臣の任命委嘱と
いうことを行われるものであるか。手續それから第七條であります。五條
二項は「研究機関などの慣例でもあり、都合で
もありましよう。しかしこうした學問
研究といふものは、これが成果である
といつて一年ぐらいで出されるものは
研究機関などの慣例でもあり、都合で
もありましよう。しかしこうした學問
研究といふものは、これが成果である
といつて一年ぐらいで出されるものは
比較的乏しいのであります。三年、
四年、五年も要する研究も多いのであ
ります。あるいはそれ以上の歳月をか
けなければならぬところの研究が、は
なはだ多いのであります。といたしま
すと、年一回の報告をさせるという場
合に熱心な研究者はもちろんその任
務を果すであります。しかし、官公立の研
究機関にいたしましても、私立の研究
機関にいたしましても、往々にして再々
予算の食い過ぎ的な研究報告といふ
ことがあります。いわゆる一夜づけとは申しませんが、にわか仕立
ての研究報告書なるものをつくつて、
その年度内研究活動をサボつていると
いうような事実も見受けられるのであ
ります。それで調査研究の成果の報告とい
うことになつておるのでありますから、
ばかりではなくて、状況の報告といふ
ことになつておるのでありますから、
上これに要する機関というものはここ

も、文盲撲滅の運動をただちに始めておる。あした國語を持つておる國にして今始めておるようであります。も

しうしたことが日本に行われたとしたならば、日本の國語をもつてしては、容易なことでなかつただらうといふことを思うのであります。とにかく國語はもつと科学的に公正に研究され、ほんとうの結論を出して、國民に與えねばならないものであります。こ

うした意味で今日まであつた國語審議会は、一應の役目を果したかもしません。しかし今日これと関連して考えてみると、この國語審議会は、ここに新たに改組されるべき時期に到達しておると思うのであります。すなわちその目的においても、あるいは構成等におきましても、これは純粹の審議機関として、もつと根本的に考え方をなけばならない。政府の御意向もそうであるように承つておるのであります。合せて私はこのことをひとつ考えていただきたいと思うのであります。

本案そのものについて、いろいろと論議が盡されて、大体その趣旨がよくのみ込め、それは妥当であるとわれわれは考えるのでありますが、どうか問題になつた諸点につきまして、政府当局におきましては、今後その運営にあたつて十分遺憾のないようにお願いし、かつこの発足によつてこの難解の、しかも複雑な日本の國語がほんとうに解決され、数十年にわたるこの難問題が解決されまして、國語行政に一大紀元を画されることを私は期待いたしまして、ここに賛成するものであります。

○圓谷委員長 これにて討論は終りました。

採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔経験起立〕

○圓谷委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なおこの際報告書は議決の理由を付して議長に提出しなければなりませんが、報告書の作成に関しては委員長に御一任あらんことをお願ひいたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○圓谷委員長 御異議なしと認めましてさようどりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

〔参考〕
國立國語研究所設置法案(内閣提出)
に関する報告書

〔都合により最終号に掲載〕

第一類第八号

昭和二十三年十一月十四日印刷

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局